

## 交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示案新旧対照条文

交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 駐車と停車</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 高齢運転者等専用場所等での駐車、停車</p> <p><u>(1) 駐停車や駐車が禁止されている場所であつても、標識（付表3(1)52の2、53の2）により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章（付表5(6)）に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。</u></p> <p><u>(2) 標識（付表3(1)20の下に付表3(1)73の4があるもの）により標章車に限り駐車が認められている時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間）では、専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車できます。</u></p> <p><u>(3) 専用場所駐車標章は、普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次に当たるものに限り、公安委員会に申請して、交付を受けることができます。</u></p> <p>ア 70歳以上の高齢運転者</p> <p>イ <u>両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警</u></p>	<p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 駐車と停車</p> <p>1～4（略）</p>

音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者

ウ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者

エ 妊娠中又は出産後 8 週間以内の運転者

(4) 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間で駐車や停車をするときは、駐車や停車をしている間、専用場所駐車標章を普通自動車の前面の見やすい場所（フロントガラスのある普通自動車では、その内側）に掲示しなければなりません。

(5) 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間では、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けていない者は、駐車や停車をしてはいけません。

6 車の移動など

(1) ~ (3) (略)

(4) 車輪止め装置取付け区間において違法に駐車している車に対しては、車輪止め装置と車輪止め標章（付表 5 (7)）が取り付けられることがあります。車輪止め装置は、警察署長が車輪止め装置を取り付けた車の所有者、使用者又は関係者から車を移動しようとする旨の申告を受けたときに取り除き、また、車輪止め標章は、警察署長が車輪止め装置を取り除くときに取り除きますので、車輪止め装置を壊したり、取り除いたり、車輪止め標章を破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

7 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表 5 (8)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車

5 車の移動など

(1) ~ (3) (略)

(4) 車輪止め装置取付け区間において違法に駐車している車に対しては、車輪止め装置と車輪止め標章（付表 5 (6)）が取り付けられることがあります。車輪止め装置は、警察署長が車輪止め装置を取り付けた車の所有者、使用者又は関係者から車を移動しようとする旨の申告を受けたときに取り除き、また、車輪止め標章は、警察署長が車輪止め装置を取り除くときに取り除きますので、車輪止め装置を壊したり、取り除いたり、車輪止め標章を破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

6 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章（付表 5 (7)）が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車

の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

(2)・(3) (略)

8～10 (略)

第9節 (略)

第6章～第8章 (略)

第9章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

1 (略)

2 その他の心得

(略)

(1)～(9) (略)

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識(付表5(9))を表示しなければならないこと。

第10章・第11章 (略)

用語のまとめ (略)

付表1・付表2 (略)

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア (略)

イ 指示標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				
軌道敷内通行可		52	自動車が軌道敷内を通	同上

の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

(2)・(3) (略)

7～9 (略)

第9節 (略)

第6章～第8章 (略)

第9章 旅客自動車や代行運転自動車の運転者などの心得

1 (略)

2 その他の心得

(略)

(1)～(9) (略)

(10) 代行運転自動車の運転者は、代行運転自動車標識(付表5(8))を表示しなければならないこと。

第10章・第11章 (略)

用語のまとめ (略)

付表1・付表2 (略)

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア (略)

イ 指示標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				
軌道敷内通行可		52	自動車が軌道敷内を通	同上

		行けること	
高齢運転者等標章自動車 駐車可	52の 2	標章車の駐車ができる こと(この標識の下に 補助標識73の4がある 。)	文字と縁 は白 地は青
		車の駐車ができること	同 上
駐 車 可	53		
	53の 2	標章車の停車ができる こと(この標識の下に	同 上
高齢運転者等標章自動車 停車可			

		行けること	
駐 車 可	53	車の駐車ができること	文字と縁 は白 地は青
			



補助標識73の4がある

。)

(略)

ウ 補助標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				1 地は白
車の種類		73の 3	同 上	(車の種類 を表示す る補助標 識(73の 4)の地 は淡い黄 )
				2 ~ 5 (略)
車の種類		73の 4	同 上	
			標章車専用	



標章車専用

(略)

ウ 補助標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				1 地は白
車の種類		73の 3	同 上	
				2 ~ 5 (略)



(略)

㉔ (略)


付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
(略)	
けん引	車の総重量が750キログラムを超える車をけん引しているけん引自動車
標章車	高齢運転者等標章自動車

付表5 初心運転者標識など

(1)～(5) (略)

㉕ 専用場所駐車標章

	<p>文字は黒、地は白、記号は銀</p>
--	----------------------

㉖～㉗ (略)

(略)

㉔ (略)

付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
(略)	
けん引	車の総重量が750キログラムを超える車をけん引しているけん引自動車

付表5 初心運転者標識など

(1)～(5) (略)

㉖～㉗ (略)

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 ~ 第5節（略）</p> <p>第6節 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>1（略）</p> <p>2 高齢者に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) ~ (5)（略）</p> <p>(6) 自動車等の運転者の心得</p> <p>ア 目標（略）</p> <p>イ 内容</p> <p>高齢の運転者に対する交通安全教育は、第2章第5節2の内容に沿って実施する。</p> <p>この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、<u>高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、 高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。</u></p> <p>(7)（略）</p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第1節 ~ 第5節（略）</p> <p>第6節 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>1（略）</p> <p>2 高齢者に対する交通安全教育の内容</p> <p>(1) ~ (5)（略）</p> <p>(6) 自動車等の運転者の心得</p> <p>ア 目標（略）</p> <p>イ 内容</p> <p>高齢の運転者に対する交通安全教育は、第2章第5節2の内容に沿って実施する。</p> <p>この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、<u>高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、 高齢運転者標識等</u>を理解させる。</p> <p>(7)（略）</p>

3・4 (略)

3・4 (略)